

佐賀県地域福祉支援計画（改訂版）

平成20年3月
佐賀県

目 次

計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
（1）地域福祉とは	1
（2）地域福祉推進の重要性	1
（3）市町村地域福祉計画とは	2
（4）県地域福祉支援計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
4 計画の推進体制	3
地域社会を取りまく状況	5
1 少子・高齢化の進展、地域の支え合い機能の弱体化	5
2 社会参加意識の高まり	7
3 社会福祉制度の改革	9
地域福祉推進の基本目標	11
1 地域福祉活動への住民参加の推進	11
2 利用者主体の福祉サービスの実現	11
3 総合的な支援体制の確立	12
4 生活関連分野との連携	12
地域福祉推進のための支援施策	13
1 地域における福祉ネットワークの構築	13
（1）市町社会福祉協議会の機能強化	13
（2）民生委員・児童委員活動の充実	16
（3）ボランティア活動の支援	18

(4) C S Oとの協働	19
(5) 地域における総合的・専門的な相談機能の充実	21
(6) 地域での見守り・発見・支援機能の強化	22
2 地域福祉の担い手づくり	24
(1) 福祉人材の育成・資質の向上	24
(2) 地域福祉活動の担い手となる住民等の育成	30
(3) 地域福祉活動への理解の促進	31
3 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり	33
(1) 福祉サービスの利用援助	33
(2) 福祉サービスの苦情解決体制の整備	36
(3) 福祉サービスの評価制度	39
(4) 社会福祉事業者の健全な経営の確保	41
4 その他地域福祉の推進	43
(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進	43
(2) 県社会福祉協議会への支援	45
(3) 災害時要援護者の支援	46

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

私たちが人間らしく豊かに暮らしていくためには、地域福祉をすべての住民の課題として認識し、その実現に向けて歩まなければなりません。

地域福祉とは住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって地域の一員として、普通の生活を送ることができるように、地域の制度、機関（施設）、人材などの様々な社会資源を活用して総合的な福祉サービスを提供するための取組です。

また、高齢者、障害者、児童など、対象者別に福祉サービスを提供してきた縦割り行政的発想を改善し、地域ですべての人が自立した生活ができるよう支援するため、行政と地域住民、CSO、社会福祉事業者との連携・協働のもと、福祉サービスを総合的に提供するための新しいサービスシステムであるといえます。

(2) 地域福祉推進の重要性

今後の新しい社会福祉の理念は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること」にあり、こうした理念を地域において実現するために、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」が連携・協働して、地域福祉の推進を図ることが重要となっています。

平成2年のいわゆる福祉八法の改正以降、在宅サービスの法制化、措置権の移譲に伴う保健福祉サービスの市町村への一元化や、高齢者、障害者、児童各分野でのサービスの計画化などにより、地域住民の生活に密着した市町村を中核とする様々な保健福祉サービスの提供が進められてきました。

CSOとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボラ

ンティア団体（以上志縁組織）に限らず、婦人会、老人会、PTAなどの組織・団体（以上地縁組織）を含めて「CSO」と呼称。

このような中で、提供される福祉サービスは、画一的なサービスから地域での利用者やその家族のニーズに応じて提供される細分化された様々な在宅福祉サービスへと比重を移してきました。

また、福祉サービスの提供に当たっては、多様な福祉サービスと保健医療サービスその他の関連するサービスとの連携を図り、総合的に提供することが求められています。

こうした状況の中、平成12年に社会福祉法において「地域福祉の推進」が明確に位置付けられ、その方策として市町村には「市町村地域福祉計画」、都道府県には「都道府県地域福祉支援計画」の策定が求められているところです。

（３）市町村地域福祉計画とは

市町村地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童等個別計画で示された福祉サービスやその他の福祉・保健・医療サービスを地域において行政と地域住民、CSO、社会福祉事業者が共に力を合わせて、総合的、横断的に提供するための基本的な枠組みを定めるもので、次の事項を盛り込むものとされています。

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

具体的には、地域において様々な福祉サービスを利用しやすくするためのネットワーク化や、地域住民一人ひとりが真に自立できるように適切なサービスの選択と利用を行うための支援の仕組みを定めるものです。

また、地域福祉の担い手となる行政をはじめ地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、CSO、社会福祉事業者、社会福祉協議会等の活動のあり方や人材の養成など地域福祉を推進するための体制や仕組みづくりについて定めるものです。

(4) 県地域福祉支援計画策定の趣旨

本支援計画は、市町における市町村地域福祉計画の円滑な実施を支援するため、本県における地域福祉の現状と課題を明らかにした上で、県として広域的な観点で取り組む事業について、その方向性と主要な施策を定めるものです。

また、「佐賀県総合計画」の目指す本県の将来像（安心できる生活）の実現を図るために策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画として策定するものです。

また、「佐賀県総合計画」との整合を図るとともに、「さがゴールドプラン21」、「佐賀県新エンゼルプラン」、「佐賀県新障害者プラン」、「佐賀県保健医療計画」、「佐賀県健康プラン」等の関連計画と連携を図りながら推進されるものです。

3 計画の期間

平成16年度から平成22年度までの7年間とします。

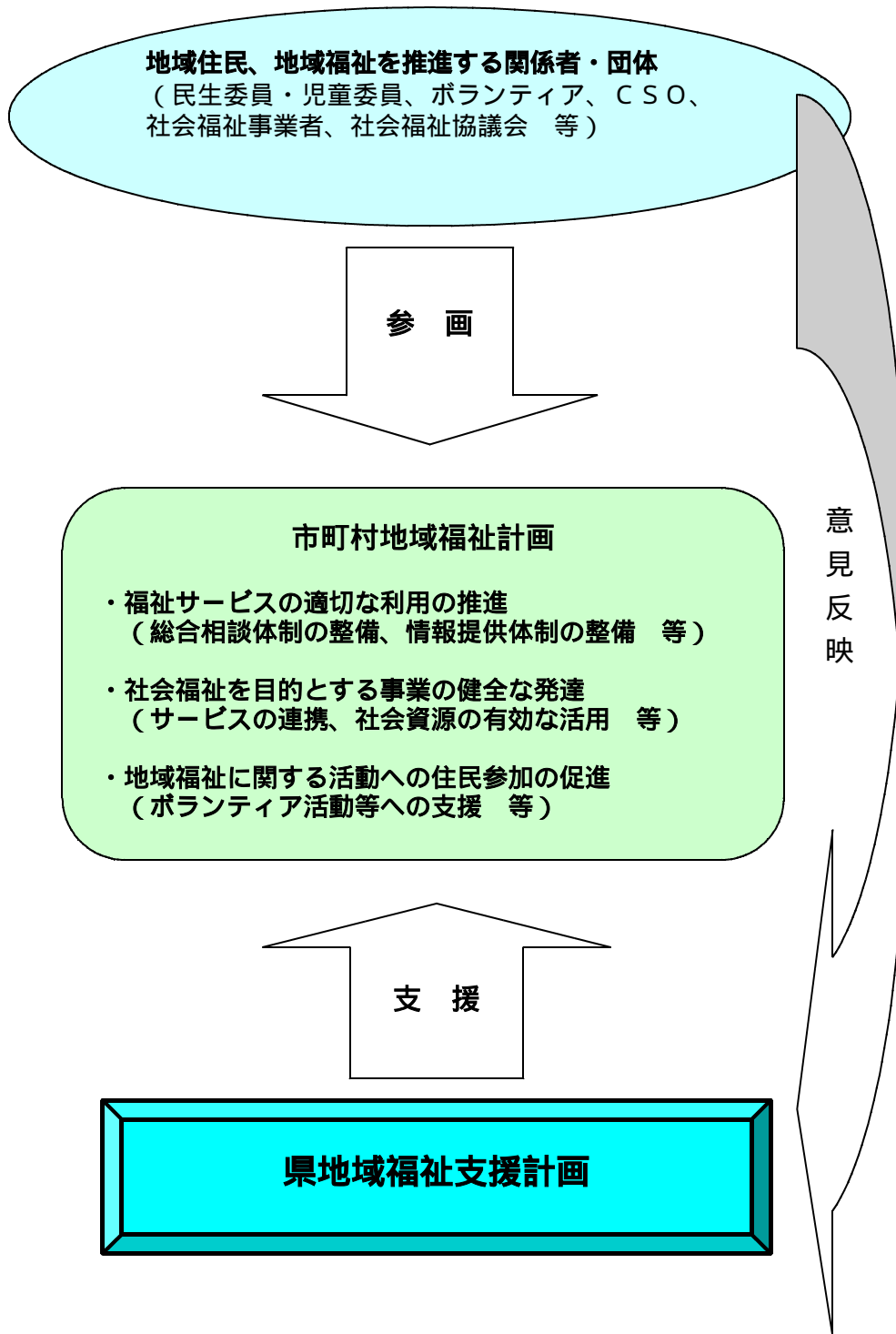
（当初計画の期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間であるが、市町村地域福祉計画が未策定である市町があることと、「佐賀県総合計画」の終期が平成22年度であることから2年間延長し、7年間の計画とする。）

4 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、地域福祉活動における民間と行政の役割分担について留意しながら取り組んでいきます。

また、福祉・保健・医療分野は言うまでもなく、教育、就労、交通、まちづくりなど生活関連分野を担当する関係本部等とも連携を図りながら取り組んでいきます。

県地域福祉支援計画の位置付け



地域社会を取りまく状況

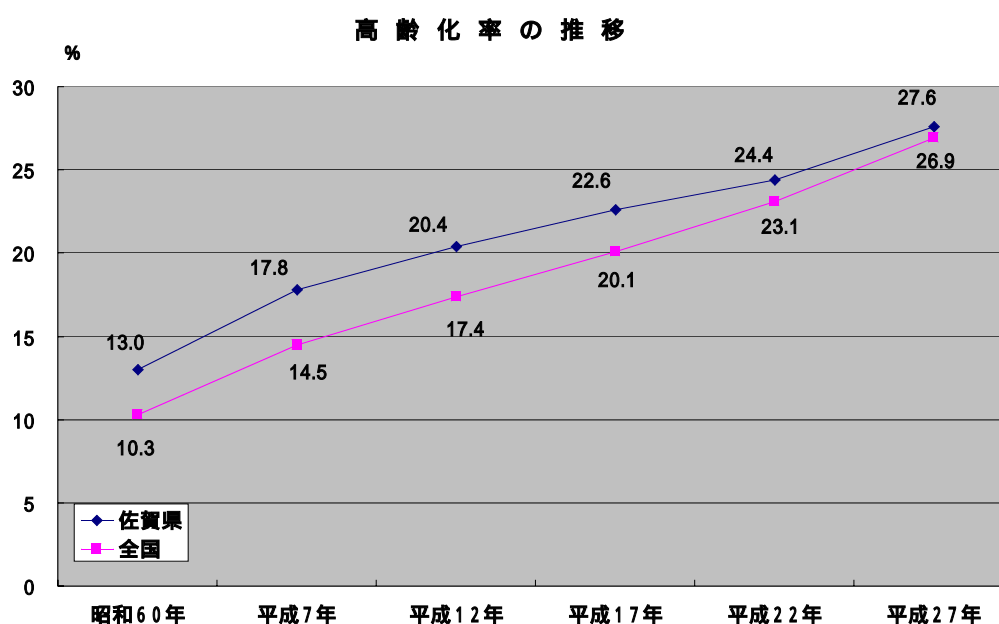
1 少子・高齢化の進展、地域の支え合い機能の弱体化

我が国は、すでに人生80年の世界最長寿国となり、本格的な高齢化社会を迎えています。

本県の高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成17年で、22.6%と全国平均の20.1%を上回っており、依然として全国より高齢化が進んでいます。

今後とも、高齢化は更に進行し、21世紀半ばには県民の3人に1人が高齢者といわかつてない高齢社会を迎えようとしており、なかでも、75歳以上のいわゆる後期高齢者の大幅な増加が見込まれ、支援を必要とする高齢者の増加も予測されています。

このため、介護サービスや介護予防・生活支援のための保健福祉サービスを地域で提供できる体制を計画的に整備するとともに、高齢者自らが地域社会の中で役割と生きがいを持って暮らせる、明るく活力ある豊かな長寿社会づくりを目指し、「さがゴールドプラン21」（計画期間：平成18年度～平成20年度）を策定しています。



（注）昭和60年から平成17年は国勢調査による。

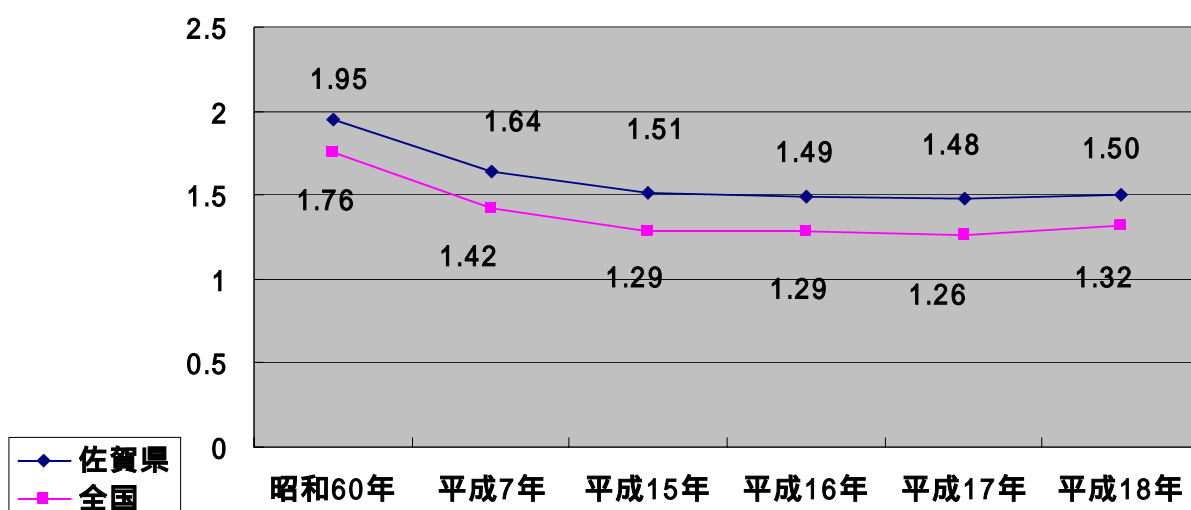
平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」による。

また、我が国の少子化は、共働き家庭の増加や核家族化の進行などの家庭環境の変化や結婚や育児等に関する価値観の変化の中で、子育てと仕事の両立の難しさ、育児の心理的、肉体的負担などを背景として進行していましたが、平成18年には1.26から1.32へ、やや上昇しました。しかし、人口を一定に保つために必要な出生率である2.07を依然として大きく下回っており、人口減少は進行しています。

全国と同様に本県の合計特殊出生率も低下の傾向にあり、平成18年には1.50まで低下するなど、少子化傾向が続いています。

このため、次代の佐賀県を担う子どもを安心して生み育てることができ、また、子どもが健やかに育まれる環境づくりを進める総合的な指針として、「佐賀県新エンゼルプラン」を策定し、また、プランを具体化するものとして、63項目の数値目標を掲げる、「佐賀県次世代育成支援地域行動計画（平成17年度～平成21年度までの5年間）」を策定しています。

合計特殊出生率の推移



(注) 出典：厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態統計年報月報

「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

一方、社会経済構造の変化や価値観の多様化等を背景に、都市化、過疎化、核家族化、共働き家庭の増加等が進み、家族意識の変化、地域社会の連帯意識の希薄化をもたらし、地域の支え合いの力が弱体化していると言われてます。

このため、人のつながりの回復や地域社会の持つ支え合いの力の再生などに取り組み、家庭や地域の中で一人ひとりの人が自立して、その人らしい安心のある生活が送られるようにするために、福祉は行政が行うものという意識を改め、地域福祉を推進することが求められています。

2 社会参加意識の高まり

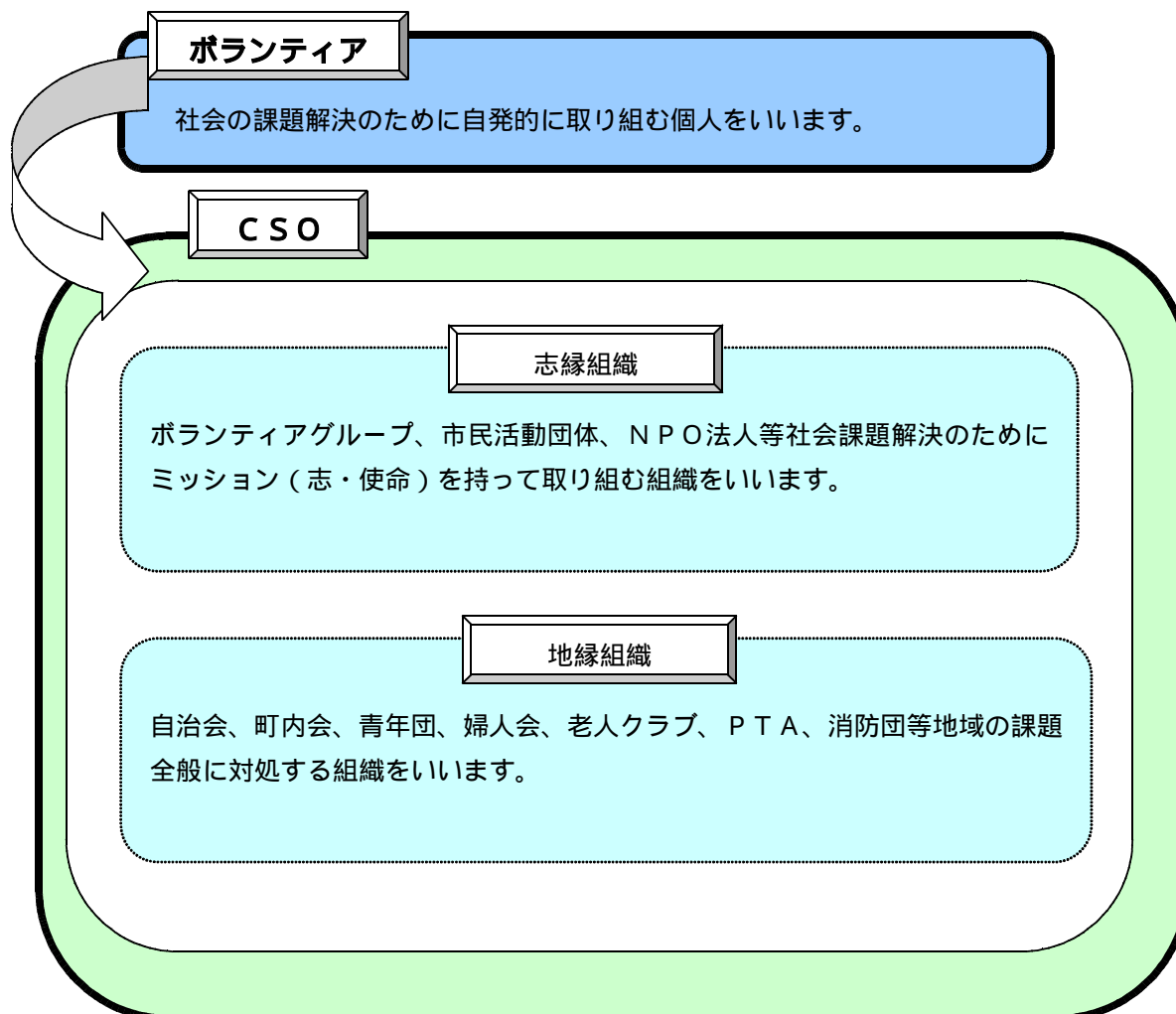
近年、自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に自分の能力を高めたり、生きがいを得るために、社会参加や自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティア・CSO活動への参加の動きが大きな広がりを見せています。

県内においても、福祉に関連した活動を行っているボランティアが、平成10年度末の36,634人から平成18年度末に68,352人（ともに県社会福祉協議会調査）に増加するとともに、247（H20.3.31現在）のNPO法人が活動しているところです。

また、地域の中には、町内会をはじめ婦人会、PTA、老人クラブ、青年団、子どもクラブなど様々な住民組織・団体があり、福祉をはじめ生活環境の保全や防犯、交通安全等の公益的な活動を展開し、安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。

このような住民参加の力を結集し、今後の社会において一層大きな役割を担うことが期待されるボランティアやCSOと行政が、連携・協働して地域福祉を推進していくことが求められています。

住民による社会参加（ボランティアとCSO）



CSO：Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、婦人会、老人会、PTAなどの組織・団体（以上地縁組織）を含めて「CSO」と呼称。

3 社会福祉制度の改革

今後も増大し、多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤となる制度について、利用者の立場に立った大規模な改革（社会福祉基礎構造改革）が進められています。

児童福祉においては、保育サービスの充実、多様化が進められるとともに、高齢者福祉においては、介護保険制度が平成12年4月に施行され、多様な事業者から提供される介護サービスを利用者が選択できる仕組みとなっています。

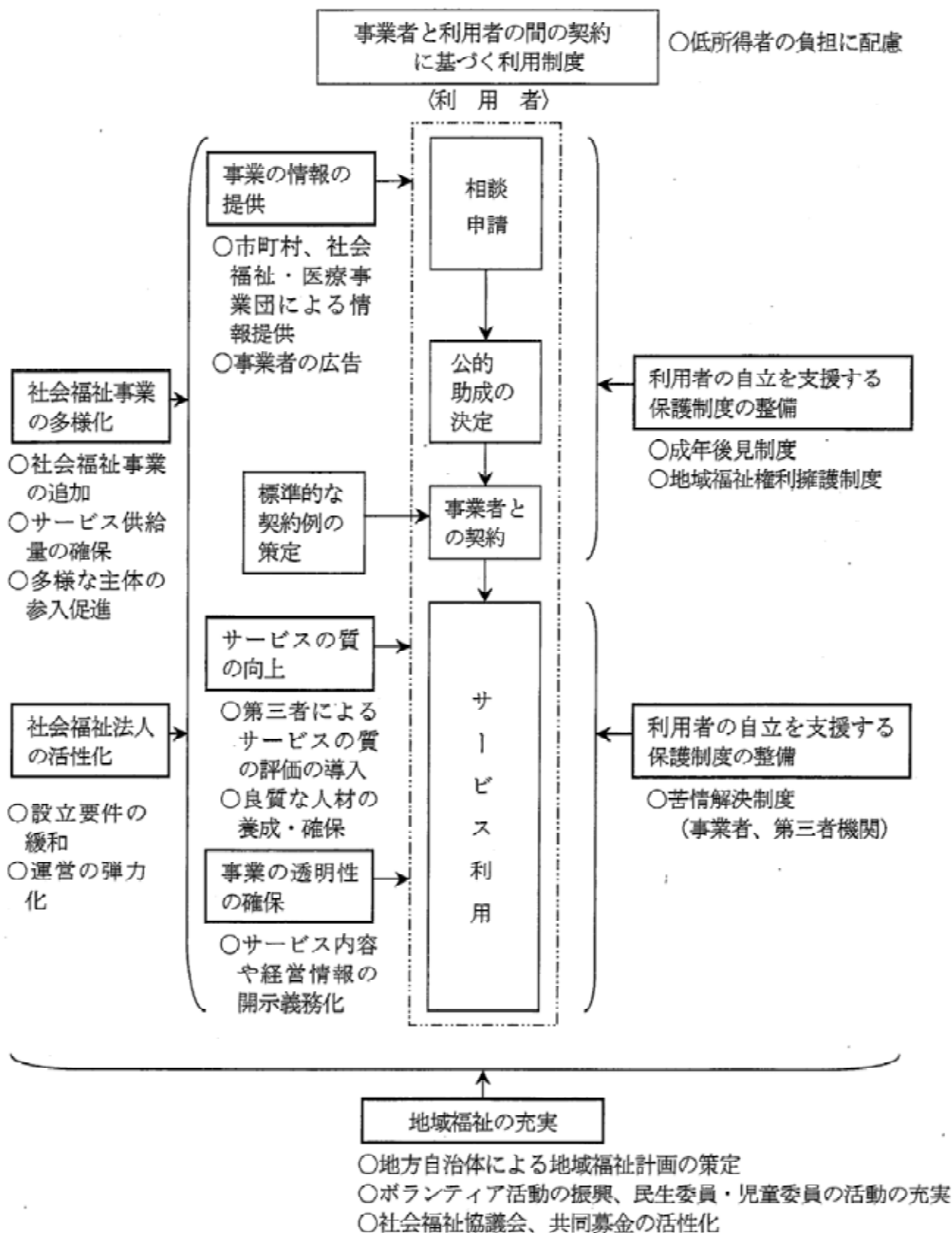
平成12年6月の社会福祉事業法等の改正では、福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものであることが明記され、これまで行政が提供するサービス内容を決めていた「措置制度」を改め、利用者が事業者と対等の立場でサービスを自ら選択し、利用できる仕組みを基本とする利用者本位の制度へと転換することとされました。

障害者福祉においては、平成15年4月に措置制度から、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する支援費制度へ移行しており、これによって、今後、障害者の自己決定を尊重した利用者本位のサービス利用の促進が期待されています。

また、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設し、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画作成、費用の負担等について定めた障害者自立支援事業が平成18年4月から施行されました。

このようなことから、十分なサービスが提供される体制の整備、利用者のための的確な情報の提供、利用者の権利を保護する仕組みの構築・普及、サービスの質の向上など利用者の視点に立った福祉サービスの総合的な提供システムの確立が求められています。

1 社会福祉基礎構造改革の全体像



(注) 出典：第6回社会保障審議会福祉部会資料(平成15年7月28日)

地域福祉推進の基本目標

共に生きるまちづくりの精神を発揮し、地域住民が互いに助け合い、誰もがその人らしい安心して充実した生活が送られるように地域全体で支える社会福祉を実現するため、次の4つの基本目標に沿って取組を進めていきます。

[基本目標]

1 地域福祉活動への住民参加の推進

地域福祉の推進においては、地域住民を施策の対象（サービスやサポートを受ける側）としてのみ捉えるのではなく、地域福祉の担い手（サービスの提供やサポートをする側）として位置付けるとともに、地域住民の自主的な活動と社会福祉事業者や関係団体の活動及び公共的なサービスとの間の連携を図ります。

また、「福祉は行政が行うもの」という意識の転換を図り、地域福祉の推進に当たって行政、CSO、企業等の協力関係のもと行政及び地域社会のすべての構成員が、互いに役割を理解し合うとともに、互いの長所を活かし、「県民協働」により地域全体で支える社会福祉の実現を目指します。

2 利用者主体の福祉サービスの実現

利用者はそれぞれ心身の状況、生活環境等の違いにより必要とされる福祉サービスも異なるため、利用者の実態、ニーズを十分把握し、最適の福祉サービスが提供され、かつ利用者が自由に選択できる体制を構築する必要があります。

このため、保健福祉事務所、児童相談所等の行政機関や相談支援機能を持つ地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等の各種機関の相互連携を進めるとともに、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、利用者のニーズに応じたきめ細やかな福祉サービスを、地域住民やCSO（市民社会組織）、ボランティア等が連携・協働し、支援していく地域の拠点を整備し、地域における福祉サービスを強化します。

また、利用者に対する適切な情報提供に加えて、サービスの内容や評価に関する情報の公開を進め、事業運営の透明性の確保を図るとともに、利用者の選択を通じた適正な競争を促進し、さらに社会福祉従事者の専門性の向上などを通じて、サービスの質の向上を図ります。

3 総合的な支援体制の確立

地域住民の福祉課題は、必ずしも単一の福祉サービスによって解決されるものではなく、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスが適切に組み合わせられて総合的に提供されることによって解決されることが少なくありません。

このため、こうした多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されていくよう、総合的サービスの提供体制の確保を目指します。

4 生活関連分野との連携

地域での生活の中で発生する福祉課題の多くは、福祉・保健・医療その他生活関連分野にわたるものです。

その課題の解決のためには、福祉・保健・医療の一体的な運営は言うまでもなく、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり、防災などの生活関連分野との相互の情報交換や緊密な連絡調整を通じた連携を図る必要があります。

このため、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるような社会の実現に向けて、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりを含めた総合的なユニバーサルデザインの取組を、県民、CSO、企業、行政等がともに連携・協働しながら推進していきます。

地域福祉推進のための支援施策

1 地域における福祉ネットワークの構築

(1) 市町社会福祉協議会の機能強化

【現状及び課題】

地域福祉の目的は、住民誰もが地域社会の一員として自分が持っている能力を最大限発揮し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することです。

そのため、市町社会福祉協議会においては、地域住民やCSO（市民社会組織）の参加と協力を得て、市町村や民生委員・児童委員、社会福祉事業者等との連携のもと、地域に即した創意と工夫により地域の福祉課題を解決し、共に支え合う地域社会づくりの実現に向けた取組を行う必要があります。

平成17年度まで行われていた「ふれあいのまちづくり事業」では、市町社協に地域福祉活動コーディネーターを配置し、ふれあい福祉センターにおける総合相談やボランティア等地域住民が参加した小地域での生活支援を行ってきました。

事業終了後も、その成果として、総合相談（子育て相談・健康相談・法律相談等）や、要援護者のための見守りネットワーク活動が継続されていますが、地域福祉の課題は複雑・多様化していることから、今後は引き続ききめ細かい住民ニーズの把握や一層の住民参加を得て更に取り組みを推進することが求められています。

また、近年、公的サービスの枠にとらわれない住民ニーズに柔軟に対応したCSOによる住民参加型福祉サービスの提供が拡大しています。

市町社会福祉協議会においては、公的サービスに加えて、このような社会福祉事業者やCSOが提供している民間福祉サービスに関する情報提供や利用援助を、地域住民に対して総合的に行うことが求められています。

【支援の方向性】

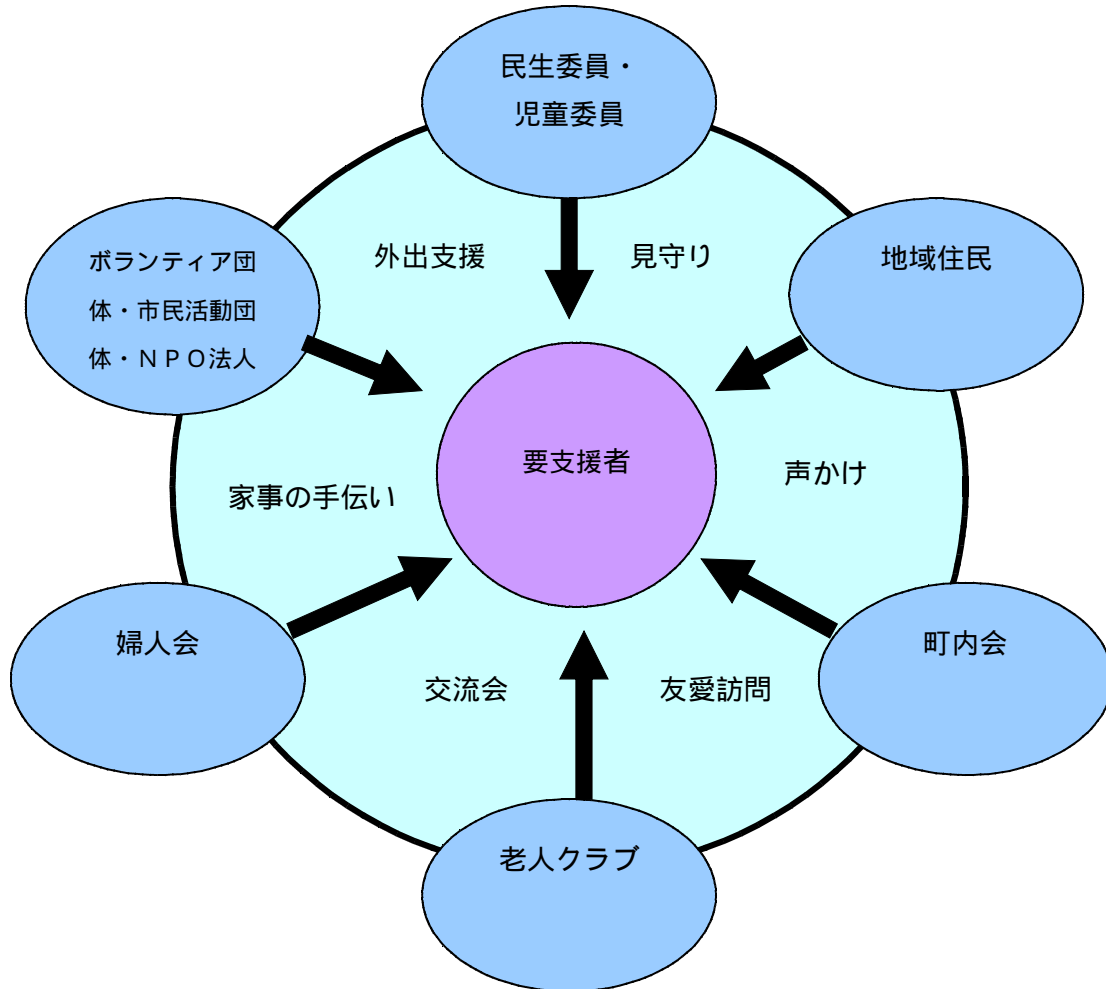
市町社会福祉協議会による住民ニーズの把握や地区別座談会等による住民参加手法の導入、相談援助機能の強化、小地域ネットワーク形成による地域の組織化等の取組を支援し、地域福祉の中核としての市町社会福祉協議会の機能強化を図ります。

【支援のための主要施策】

- ・福祉活動専門員の設置、地域福祉活動コーディネーターの配置
- ・地域における社会福祉施設等の関係機関や各種団体等との連携を図るための推進会の設置
- ・県社会福祉協議会が行う市町社会福祉協議会に対する指導・助言等の活動の充実に図るための支援

小地域ネットワークによる見守りと日常生活支援

一人暮らしの高齢者などで、常に状況を見守る必要がある人に対し、声かけや訪問等による「見守り」を行うとともに、家事や外出等、日常生活面での支援を行います。



(2) 民生委員・児童委員活動の充実

【現状及び課題】

県内の市町では2,119人(平成19年改選)の民生委員・児童委員が活躍しており、各地域で地域住民と身近に接し、地域住民と行政機関をつなぐパイプ役を果たすなど、その役割はますます重要になっています。

しかし、少子・高齢化に伴う介護や育児・子育て、児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)などが社会問題化するとともに、中高年のリストラ・失業による生活不安の拡大、ホームレスの増加など家庭や地域における福祉課題は、ますます複雑・多様化し、解決困難な事例が増加しています。

このような、地域における様々な問題の解決に向けて、現在の相談・見守りを中心とした活動に加えて、問題解決のための地域全体の取組や地域住民による自発的な支え合いの活動に民生委員・児童委員相互のネットワークを強化し、積極的に関与していくことが期待されています。

(表1) 民生委員・児童委員定数の推移

(単位:人)

一斉改選年	昭和52年	昭和55年	昭和61年	平成元年	平成4年	平成5年
民生委員数	1,523	1,598	1,650	1,687	1,722	1,862(140)
一斉改選年	平成7年	平成8年	平成10年	平成13年	平成16年	平成19年
民生委員数	1,918(140)	1,924(146)	2006(146)	2,117(219)	2,122(220)	2,119(211)

(注)()は、内数で平成6年創設主任児童委員

(表2) 平成18年度民生委員・児童委員活動状況

(単位：件)

項 目		年 間	年間1人当り 取扱い件数	月間1人当り 取扱い件数	
活 動 件 数	分野別相談・ 支援件数	高齢者に関すること	43,203	20.4	1.7
		障害者に関すること	5,891	2.8	0.2
		子どもに関すること	21,861	10.3	0.9
		その他	19,965	9.4	0.8
		計	90,920	42.9	3.6
	その他の 活動件数	調査・実態把握	61,576	29.0	2.4
		行事・事業・会議への参加協力	60,863	28.7	2.4
		地域福祉活動・自主活動	76,886	36.2	3.0
		民児協運営・研修	39,460	18.6	1.6
		証明事務	10,096	4.8	0.4
要保護児童の発見の通告・仲介		1,910	0.9	0.1	
計		250,791	118.2	9.9	
訪問回数	訪問・連絡活動		223,372	105.3	8.8
	その他		134,256	63.3	5.3
	計		357,628	168.6	14.0
連絡調整 回数	委員相互		51,552	24.3	2.0
	その他の関係機関		44,331	20.9	1.7
	計		95,853	45.2	3.8
活動日数		280,687	132.3	11.0	

【支援の方向性】

民生委員・児童委員の相談支援能力を高めるため、同委員により組織される市町民生委員協議会を通じて、保健福祉事務所等の行政機関や社会福祉協議会、社会福祉施設等の民間団体等との連携を強化し、各市町民生委員協議会の機能強化や民生委員・児童委員と関係機関・団体との相互のネットワーク化が図られるよう必要な支援を行います。

【支援のための主要施策】

- ・ 民生委員協議会活動の推進
- ・ 保健福祉事務所、児童相談所等行政機関による支援の強化

(3) ボランティア活動の支援

【現状及び課題】

従来、ボランティア活動は、一部の献身的な人が少数の支援を必要とする人に対して行う一方的な奉仕活動と受けとめられがちでしたが、今後はこれにとどまらず、地域社会の様々な構成員が互いに助け合い交流するという広い意味での「福祉のまちづくり」として活動を進める必要があります。

県内においても、福祉活動を目的としたボランティア団体や婦人会、老人クラブなど多岐にわたる団体が、社会福祉施設での活動（訪問、清掃、行事の協力）など多種多様な分野において様々なボランティア活動を活発に行っています。

地域における様々なボランティア活動の普及・振興のためには、各市町において、誰もが気軽にボランティア活動に取り組めるよう支援体制の整備を行うとともに、ボランティア活動をする人とそれを受ける人が互いに共感できるような意識づくりを行うことが重要です。

社会福祉協議会は、ボランティアの登録・あっせんやボランティア連絡協議会への支援を通じてグループの組織化などを行っていますが、ボランティア活動を更に活性化するためには、ボランティア側の要望と受入れ側の要望を結びつける機能を更に強化する必要があります。

【支援の方向性】

より多くの地域で、地域住民の活動意欲に沿ったボランティア活動の体制づくりや仕組みづくりが進められるよう、県社会福祉協議会・市町社会福祉協議会の行うボランティア活動の推進を図るための各種事業を支援していきます。

【支援のための主要施策】

- ・ ボランティア活動に関する広報啓発
- ・ ボランティア活動への参加促進を図る体制（ボランティアセンター）の整備
- ・ 社会福祉協議会ボランティアセンターの機能強化
- ・ 地域住民に身近なところでのボランティアの活動拠点づくり

（４）ＣＳＯとの協働

【現状及び課題】

地域福祉を推進していくためには、ＣＳＯと行政との新たな協力関係を構築していく必要があります。

地域には、町内会をはじめ婦人会、ＰＴＡ、老人クラブ、青年団、子どもクラブ等様々な住民組織・団体の他、各種ボランティア団体やＮＰＯ法人等多くのＣＳＯ（市民社会組織）があり、住民の力を合わせて福祉をはじめ生活環境の保全や防犯、交通安全等の公益活動が展開されています。

地域福祉の推進に当たっては、このようなＣＳＯの幅広い参加の促進を図るとともに、役割を分担し、行政と地域住民、ＣＳＯ、社会福祉事業者との連携・協働を推進することが重要です。

特に、ＣＳＯの中でもＮＰＯ法人がデイサービス、ホームヘルプ、配食サービス、移送サービス及び宿泊サービス等利用者のニーズに応じたきめ細やかな福祉サービスを継続的に提供し、共に支え合う地域社会づくりに積極的に参画する動きが広がっています。

このようなＮＰＯ法人との協働を推進するためには、その活動に対する正しい理解と、そのうえで、ＮＰＯ法人、行政、社会福祉法人等それぞれが協働に対する共通認識を持ち、情報を公開することが求められています。

なお、協働を進めていくための参考となる事例集やマニュアル等を作成し、協働のノウハウを情報提供したり、協働を更に促進させる役割を担う協働のコーディネーターを育成するなどの支援が必要であると考えられます。

このような中で、社会福祉協議会ボランティアセンターは、地域の活性化に取り組む多くの人々の力を福祉のまちづくりにつなぐことが強く求められており、そのためにボランティア・市民活動を推進する多様な機関・団体等の参加・協働を促進するという役割が必要となっています。

【支援の方向性】

支援に当たっては、CSOの自主性、自立性に配慮し、地域の中でCSOが活動しやすい環境づくりに主眼を置いて進めます。また、形式にとらわれない柔軟な対応を行なうことで、CSO自らの努力や創意を引き出せるよう努めていきます。

一方、分野を越えたCSO相互の交流や関係機関等との情報交換を通じて、幅広いネットワークの形成を行なっていくとともに、協働の気運の醸成や仕組みづくりに努めていきます。

また、NPO法人等が安定的な経営のもと、利用者や地域のニーズに応じた福祉サービスが提供されるよう、地域住民（自治会、婦人会、民生委員・児童委員等）の意見を運営に取り入れたり、実際の活動に、ボランティア等として参画し支援していく地域福祉の拠点が各小学校区に整備されるよう支援します。

なお、社会福祉協議会のボランティアセンターでは、従来のボランティア活動の概念を超えたNPO法人による地域福祉活動の広がりに対応して、互いの交流や研修等を通じて理解を深め、NPO法人との協働を図り、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

【支援のための主要施策】

- ・ 地域における活動拠点の整備
- ・ C S O相互の情報ネットワークの促進
- ・ 地域とC S Oとの交流ネットワークの推進
- ・ 協働への理解・取組の推進
- ・ N P O法人との協働による社会福祉協議会ボランティアセンターの活性化
- ・ 地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）の整備

（５）地域における総合的・専門的な相談機能の充実

【現状及び課題】

地域住民の抱える悩みや問題は、児童虐待、自閉症、不登校、DV（ドメスティック・バイオレンス）など複雑・多様化しており、相談する機関が分かりにくかったり、単独の機関では解決できないことがあります。

地域においては、市町の福祉所管課や社会福祉協議会、保健福祉センター、民生委員・児童委員、身体障害者相談員等様々な相談員・機関がありますが、住民誰もが安心して相談でき、適切な問題解決のための助言が得られるためには、各相談員・機関相互のネットワークの強化や「ワンストップ相談窓口」を設置するなど地域の実情に応じた総合的な相談支援体制の強化が必要です。

県では、保健福祉事務所、総合福祉センター（児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所）、精神保健福祉センターなどを設置しており、これらの機関は様々な福祉課題に関する専門的相談に対応する広域的な機関として、地域住民が安心して充実した生活を地域で送る上で重要な役割を担っています。

また、平成16年4月には、県立女性センター（アバンセ）内に県DV総合対策センターが創設され、DVの根絶を目指し、民間団体や弁護士等と連携した取組がなされています。

これら県の機関等では、専門性を活かして地域の相談員・機関への助言指導や

情報提供を行うなど広域的な支援を強化していくことが求められています。

【支援の方向性】

県の専門相談機関の機能の強化に取り組むとともに、機関相互のネットワークづくりや地域の相談機関への適切な支援などに取り組み、地域における総合的な相談支援体制の構築を目指します。

また、DVについては、県DV総合対策センターにおいて、各機関・団体が実施する事業の総合的な調整機能、調査研究、CSOの育成支援及び相談員のスーパーバイズ(注)を行ないます。

(注)スーパーバイズ：管理する、監督する

【支援のための主要施策】

- ・ 専門相談機関の機能強化
- ・ 相談機関のネットワークの構築
- ・ 地域の相談員・機関への適切な支援
- ・ 民間グループの育成支援

(6) 地域での見守り・発見・支援機能の強化

【現状及び課題】

地域住民の様々な問題やニーズの多くは、地域社会での生活の中で発生します。そのため、問題やニーズを解決する場として地域社会の役割が重要であり、地域社会での身近な見守り・発見・支援機能を強化することにより早期の問題解決やニーズへの対応が求められています。

地域における見守り・発見・支援のネットワークは、地域福祉の基礎となるものです。地域において福祉課題を抱える人を早期に発見し、必要なサービスを提供していくためには、これまで市町社会福祉協議会が中心となつてつくられた小地域ネットワーク体制などを基にして、地域の住民組織・団体や警察、消防等の行政機関、郵便局、商工会等様々な団体等の協力を得ながら、病気や事故等の緊急時の対応を含む重層的な支援のネットワーク体制の整備を図る必要があります。

【支援の方向性】

市町における地域でのきめ細かい見守り・支援機能を一層、充実強化するために、より身近な自治会単位等など小地域での見守り・発見・支援体制の整備を図ります。

また、子どもから高齢者まで年齢や障害の有無を問わず、住み慣れた地域の中で安心して生活できる施設で、地域住民が施設の運営や福祉サービスの提供に関わる地域の拠点を全小学校区で整備を図り、身近な見守り・発見・支援の役割を果たす施設として、地域に根ざしていくことを目指します。

【支援のための主要施策】

- ・ 要支援者を総合的に支援するための小地域ネットワーク活動の推進
- ・ 要支援者の適切な把握や支援のための手法の検討
- ・ 地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）における要支援者の受入れ
- ・ 見守り

2 地域福祉の担い手づくり

(1) 福祉人材の育成・資質の向上

社会福祉従事者

【現状及び課題】

少子・高齢化が進展し、福祉サービスの需要が拡大する中で、福祉分野におけるマンパワー養成・確保はますます重要になっています。

また、福祉に対するニーズは、ますます複雑・多様化していることから、より質の高い福祉サービスを確保するためには、社会福祉従事者の資質の向上やその養成・確保が欠かせないものとなっています。

このため県では、福祉人材の確保を図るため、県社会福祉協議会に委託して、福祉人材・研修センターを設置しています。

同センターでは、社会福祉事業等への従事希望者を対象として就労に関する相談に応じたり、無料職業紹介事業や合同面接会・就職説明会等を実施するとともに、専門的知識や技術、そして豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材を養成するため、社会福祉事業者等を対象に階層別の研修を実施し、福祉人材のレベルアップや養成・確保に努めています。

しかし、現在の雇用環境の中、福祉分野の仕事に関する関心の高まりなどから、求人と求職とのミスマッチが多く見られるため、より一層の制度の周知に努める必要があります。

一方で、一部の地域や事業所で介護職員の人手不足が生じており、その確保が課題となっています。

なお、社会福祉事業者においては、質の高いサービスを提供するため、計画的な職員研修の実施や職員の各種資格の取得の促進を図るとともに、職員待遇の改善を図り、従事者の資質の向上と優秀な人材の確保を図ることが重要です。

(表3) 県福祉人材・研修センターにおける求人求職状況

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
新規求職者数 (人)	2,016	1,663	1,124	1,398
新規求人数 (人)	572	583	354	395
紹介件数 (件)	363	308	313	318
就職件数 (件)	118	105	117	104

(注) 県社会福祉協議会の集計による。

(表4) 県内の社会福祉士及び介護福祉士の求人・求職数 (単位:人)

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
社会福祉士	求人	4	5	4	17
	求職	32	27	21	19
介護福祉士	求人	135	60	89	142
	求職	101	168	116	108

(注) 県福祉人材・研修センターの集計による。

【支援の方向性】

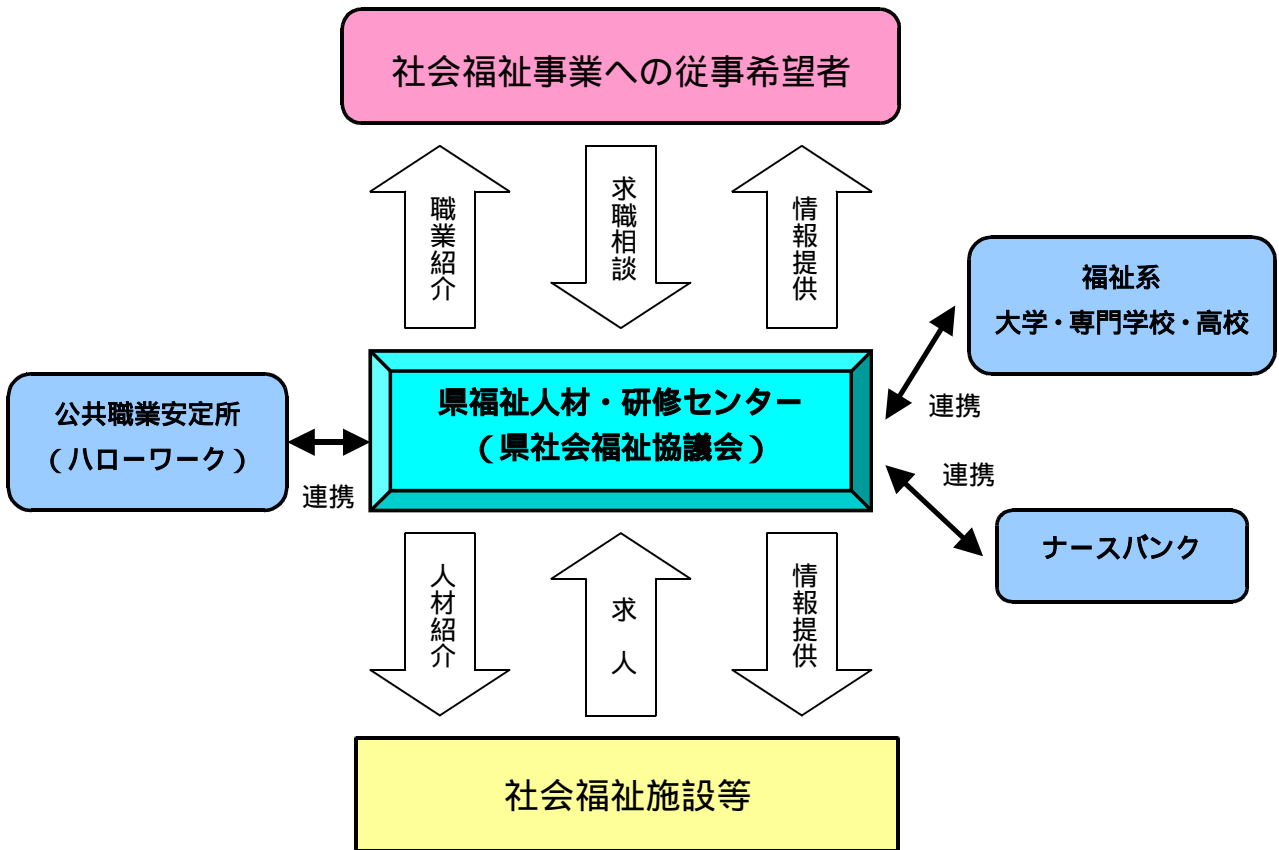
様々な福祉ニーズにきめ細かく対応し、質の高い福祉サービスを提供する社会福祉従事者の育成と資質の向上を図るため、より効率的で効果的な研修事業が実施されるよう努めます。

また、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉系の大学等社会福祉事業従事者の養成施設など関係機関との情報交換等による連携を促進し、広域的な視点に立って人材の確保を支援するとともに、介護福祉士等の潜在的有資格者（資格を有しながら実際に福祉・介護サービス分野に就業していない者）の掘り起こしや職業紹介の充実等を通じて、質の高い福祉マンパワーの確保・養成と就労促進に努めるとともに、離職や就業の状況を、きめ細かく把握し、効果的な対策の実現を目指します。

【支援のための主要施策】

- ・ 社会福祉従事者に対する研修体制の充実強化
- ・ 社会福祉に従事する者を確保するための職業紹介・相談の充実
- ・ 社会福祉に従事を希望する者の知識・技術向上のための研修
- ・ 社会福祉に従事する者の離職や就業の状況の実態把握
- ・ 社会福祉に従事する者の仕事への定着の促進

県福祉人材・研修センターの福祉人材無料紹介事業



民生委員・児童委員

【現状及び課題】

民生委員・児童委員は、地域住民の様々な相談に応じ、必要な福祉サービスにつなぐことや地域住民への福祉サービスの情報提供など、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

少子・高齢化など社会環境の変化に伴い、地域の福祉課題が複雑・多様化する中、地域住民の立場に立った民生委員・児童委員の相談援助活動が期待されており、これまで以上に福祉施策等に関する知識の習得や問題解決能力の向上など民生委員・児童委員の資質の向上が必要になっています。

【支援の方向性】

民生委員・児童委員に対して、民生委員・児童委員の手引きや各種福祉関係資料の配布等による情報提供を行うとともに、研修会の開催、福祉事務所、児童相談所等行政機関との連携による支援により問題解決能力の向上を図ります。

【支援のための主要施策】

- ・ 民生委員・児童委員に対する研修の充実

社会福祉士・介護福祉士

【現状及び課題】

社会福祉士及び介護福祉士は、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、専門的な知識・技能を持った人材の養成・確保が必要になってきたことなどから、昭和63年4月に設けられた国家資格です。

社会福祉士は、福祉に関する相談に応じ、助言・指導等の援助を行い、介護福祉士は、入浴・排泄・食事その他の介護や、介護に関する指導を行います。

介護保険法に規定する施設等を対象とした厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」によると、平成17年10月現在、県内の同法に規定された施設等で従事する社会福祉士は72人、介護福祉士は2,263人であり、一方、17年度の登録者数は、社会福祉士が505人、介護福祉士は4,219人となっており、いわゆる「潜在的有資格者」が多く存在すると考えられます。

(表5) 県内の社会福祉士及び介護福祉士の登録者数 (単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
社会福祉士登録者数	347	411	505	604
介護福祉士登録者数	3,329	3,755	4,219	4,838

(注)(財)社会福祉振興・試験センターの集計による。

(表6) 県内の介護保険法に規定された施設等で従事する社会福祉士及び介護福祉士の従事者数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
社会福祉士従事者数	61	108	72
介護福祉士従事者数	2,044	2,772	2,263

(注)(財)社会福祉振興・試験センターの集計による。

【支援の方向性】

県では、社会福祉施設等における福祉サービスの充実や質の安定と向上を図るため、社会福祉士及び介護福祉士を養成する施設に学ぶ学生に修学資金貸付を行ってきました。

しかし、本県社会福祉士及び介護福祉士の登録者数が増加し社会福祉施設等における介護福祉士の増加により、初期の目的が達成されたことから、平成17年度から新規の貸付事業については廃止しています。

今後は、社会福祉士及び介護福祉士の資質の向上を図るため、研修事業等を継続して行っていきます。

また、人材確保をはかるため、離職や就業の状況を、きめ細かく把握し、潜在的有資格者の掘り起こしや社会福祉士会や介護福祉士会と関係機関・団体等との連携強化を推進する等、質の高い福祉マンパワーの確保と就労促進に努めます。

【支援のための主要施策】

- ・福祉研修・福祉資格取得方法等情報提供
- ・資格等取得支援研修
- ・社会福祉士会等と関係機関・団体等との連携による人材確保・支援

(2) 地域福祉活動の担い手となる住民等の育成

【現状及び課題】

地域福祉を推進するためには、地域における助け合いの活動として行われる住民参加による地域福祉活動の担い手として、地域のニーズに即した地域福祉活動を実践する福祉人材を養成する必要があります。

このため、県社会福祉協議会では、市町社会福祉協議会と連携しながら、広報・啓発事業、ボランティア団体のリーダーや市町社会福祉協議会のボランティアコーディネーターの研修、ボランティア体験、ボランティア活動協力校の指定などの事業を実施しています。

また、市町社会福祉協議会においては、ボランティア養成講座の開催、ボランティア広報紙の発行などにより、今後とも共に支え合う地域社会づくりのため、地域住民を対象とした地域福祉活動の担い手づくりを進めていく必要があります。

【支援の方向性】

地域住民の支え合い活動やボランティア活動、CSOによる住民参加の地域福祉活動に関する広報や情報提供に努めるとともに、共同募金運動など地域において行われる身近な活動の機会を通じて、地域福祉活動への理解や関心を深め、地域福祉活動への住民参加の気運醸成に努めます。

また、県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会によるボランティアセンター事業に対して支援を行い、ボランティア体験や養成講座によるボランティアの養成や活動の主体となるボランティアグループの組織化の推進やリーダーの養成等、地域住民がボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを推進します。

【支援のための主要施策】

- ・ 地域福祉活動への住民参加意識の高揚のための広報啓発
- ・ 福祉ボランティアの養成
- ・ ボランティアグループの組織化、リーダー養成

(3) 地域福祉活動への理解の促進

【現状及び課題】

県民生活の安心と幸せを実現するためには、地域住民一人ひとりがつながりを持ち、他人を思いやり、共に支え合い、助け合うという共に生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが重要です。

このためには、地域住民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持ち、そこでの福祉課題を自分たちのものとして捉えながら、協働して解決していく気運を高めていくことが必要であり、行政や社会福祉協議会などの関係機関が連携して地域福祉に関する理解を深める取組を推進することが求められています。

このため、行政や社会福祉協議会をはじめとする民間の福祉関係団体・機関などで、住民等を対象とした講演会や研修会の開催、ボランティア活動や体験活動などを通して地域住民や団体等が福祉の心を育む機会を提供しています。

また、学校でも学習指導要領の中に「学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行なう」と掲げられ、特別活動や総合的な学習の時間等を通して福祉の心を養う学習や実習に取り組んでいます。

なお、社会福祉施設においては地域住民が福祉をより身近なものとして感じることができるよう、住民活動のために施設を開放したり、地域住民と施設利用者との交流活動を行うなど、地域との連携を図る必要があります。

【支援の方向性】

地域住民一人ひとりが福祉の心を醸成することができるよう、社会福祉大会等の開催や広報紙、ホームページ等の各種広報媒体を活用した広報啓発など様々な形で福祉教育を一層推進します。

また、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるために、県社会福祉協議会が指定しているボランティア活動協力校における学校教育現場での福祉教育活動を支援します。

さらに、地域福祉における活動体験の機会の増加を図るため、県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会などが実施している福祉活動体験へ幅広い年齢層からの参加が促進されるよう支援します。

【支援のための主要施策】

- ・ 県社会福祉大会をはじめとする福祉関連の催しや広報紙など各種広報媒体を活用した福祉の心の醸成
- ・ 学校における福祉教育活動の推進
- ・ 県社会福祉協議会・市町社会福祉協議会が行う地域住民を対象とする福祉活動体験事業の促進

3 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり

(1) 福祉サービスの利用援助

【現状及び課題】

福祉ニーズの複雑・多様化に伴い、様々な福祉・保健・医療サービスが提供されていますが、十分な広報がされていなかったり、制度等が分かりにくかったり、手続きが面倒であったりすることにより、利用者が必要とするサービスを十分に受けられていないことが考えられます。

福祉サービスに関する情報提供については、ポスター、冊子や広報紙、放送、ホームページなど各種媒体の特性を活用するとともに、利用者の立場に立って、利用者の知りたい情報をできるだけ分かりやすい内容とする必要があります。

また、福祉サービスに合わせて保健・医療サービスの情報を提供するなど総合的な情報提供に努めることが重要です。

なお、認知症や知的障害等のため自己決定により福祉サービスを適切に選択することに困難を伴う人が、地域において安心して自立した生活を送ることができるようにするためには、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払等福祉サービスの適切な利用のための一連の援助が、利用者の立場に立って公正かつ適切に行われる必要があります。

そのため、県社会福祉協議会（あんしんサポートセンター）では、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を実施しており、この事業に従事する生活支援員等の資質向上及び事業の普及を行っています。

今後は、高齢化の進展等により対象者の増加が見込まれることから、地域住民への制度の周知や市町、在宅介護支援センター等関係機関との連携をより一層図る必要があります。

また、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な人が行う介護・施設入所等の契約や財産管理、遺産分割などの様々な法律行為を支援する制度として、成年後見制度があり、市町においては住民への周知など制度の利用促進に努める必要があります。

(表7) 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)における相談・契約件数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
相談件数(件)	318	624	1255	2425
新規契約件数(件)	82	108	47	51

(注) 県社会福祉協議会の集計による。

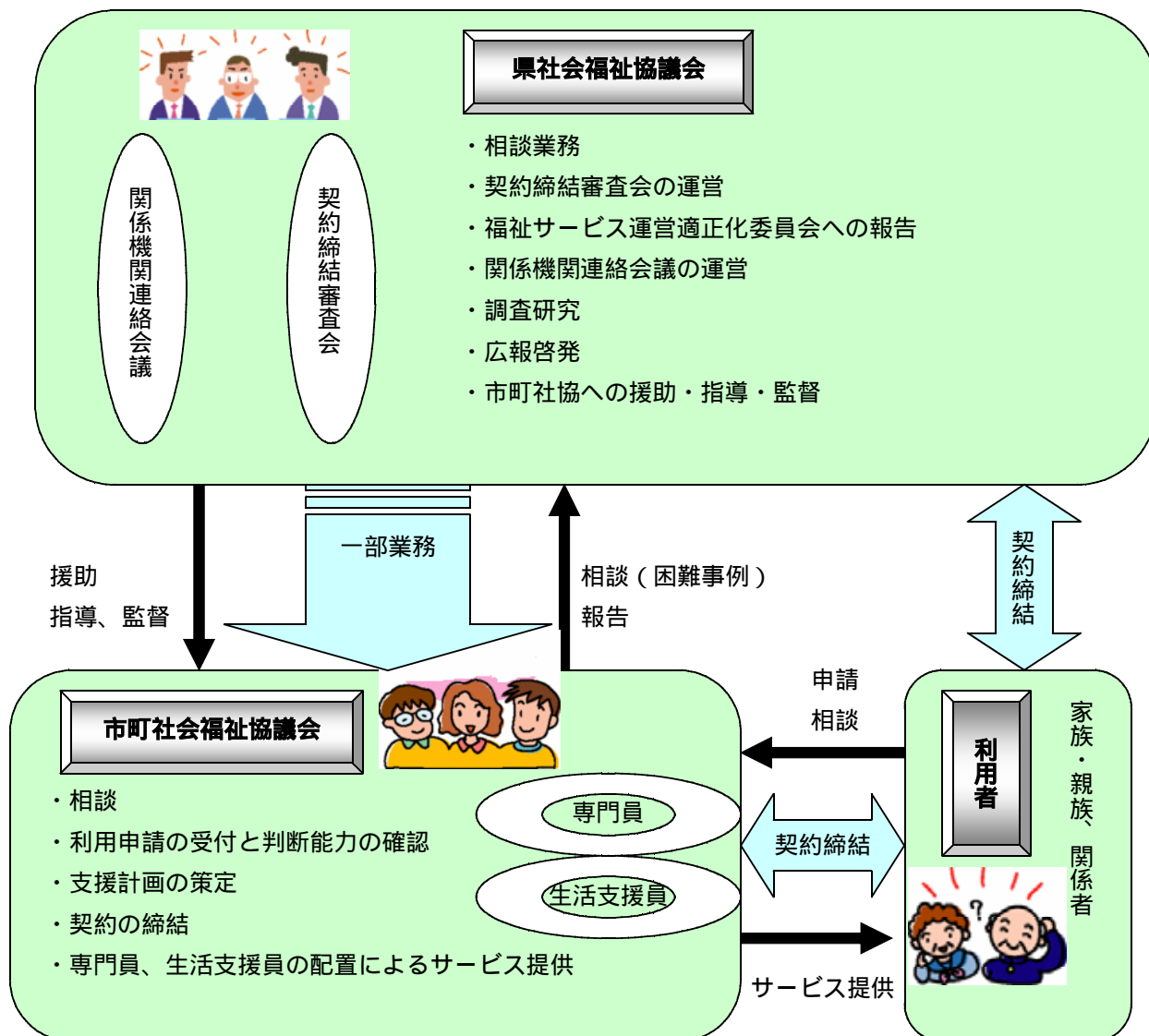
【支援の方向性】

福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)について、広報紙やパンフレットの配布等による普及・啓発や関係機関連絡会議等を通じた福祉関係機関等との連携により制度の利用促進を図り、援助を必要とするより多くの人が、適切に援助を受けられるよう、県社会福祉協議会を支援していきます。

【支援のための主要施策】

- ・福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の普及・啓発
- ・成年後見制度の広報・啓発

日常生活自立支援事業の基本的な仕組み



(2) 福祉サービスの苦情解決体制の整備

【現状及び課題】

福祉サービスが措置から契約による利用制度へと移行する中で、利用者と事業者との対等の関係に基づいた適切な福祉サービスの提供と利用を確保するためには、サービスを提供する事業者と利用者の上に立つて利用者を保護する制度が必要です。

福祉サービスに関する苦情は、その福祉サービスを提供した事業者と利用者間で解決が図られますが、当事者間では解決困難なものに対応するため、県社会福祉協議会に第三者機関として設置された福祉サービス運営適正化委員会が、福祉サービスに関する苦情解決事業を実施しています。

福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、申出人に対して必要な助言をし、その苦情に関する事項を調査し、又は苦情解決のあっせんを行うとともに、当事者間での自主的な苦情解決が適切に行われるよう苦情解決体制の整備について社会福祉施設等の指導を行っています。

(表 8) 福祉サービス運営適正化委員会の相談受付状況

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
6 6 件	6 3 件	1 8 件	3 2 件

(注) 福祉サービス運営適正化委員会の集計による。

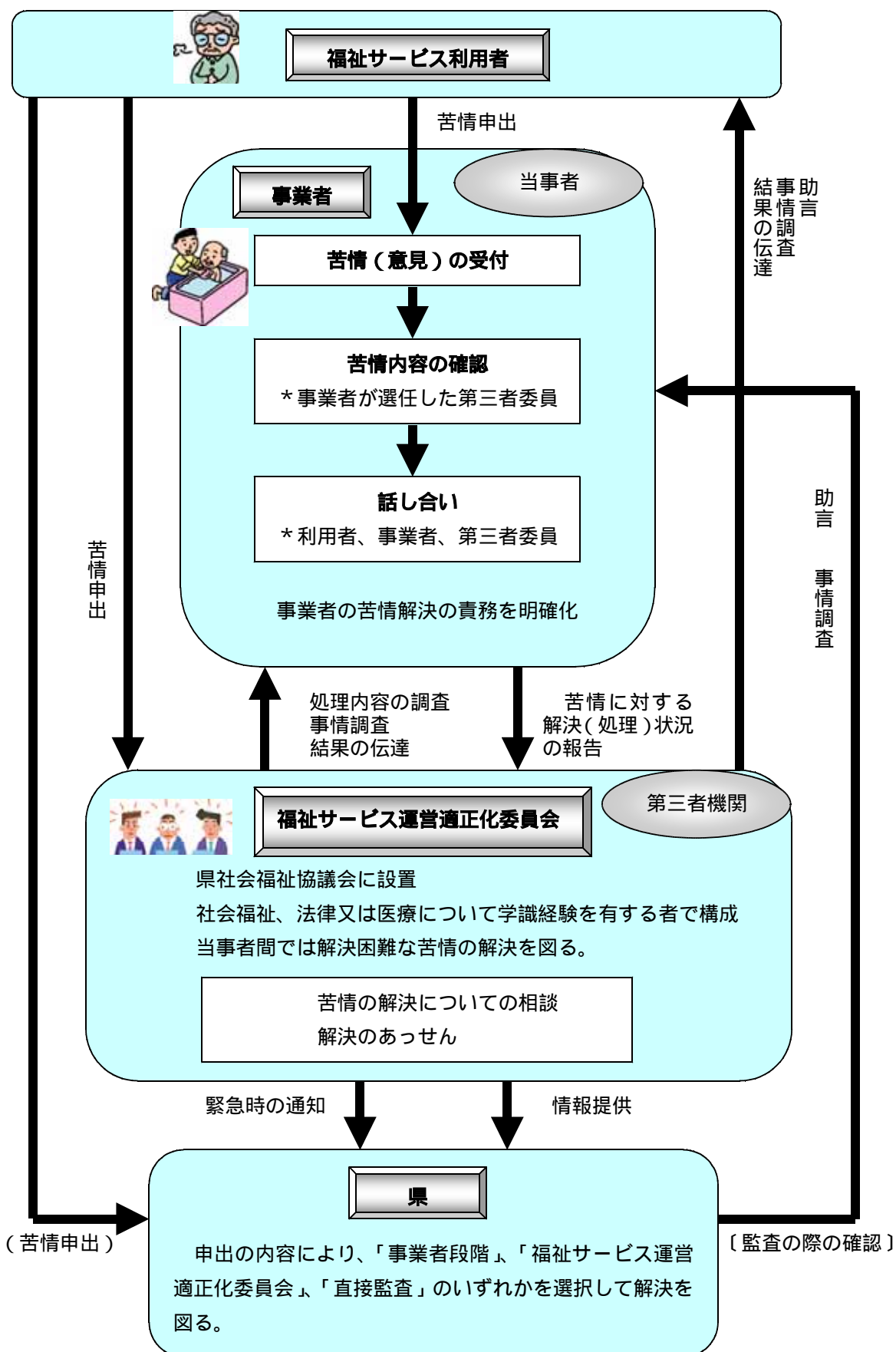
【支援の方向性】

福祉サービス利用者に対するパンフレットの配布やポスターの掲示、事業者の巡回指導の実施などにより制度の更なる普及・啓発を図り、苦情の申出がしやすい環境を整え、福祉サービスに関する苦情が適切に解決されるよう福祉サービス運営適正化委員会を支援していきます。

【支援のための主要施策】

- ・ 苦情解決制度の広報・普及啓発
- ・ 福祉サービス運営適正化委員会による苦情解決、施設の巡回指導
- ・ 社会福祉事業者による苦情解決体制の整備の推進

福祉サービスに関する苦情解決の仕組み



(3) 福祉サービスの評価制度

【現状及び課題】

社会福祉法第78条は、「社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない。」と、自己評価の実施等について規定しています。

福祉サービスの評価を行うことは、事業者が事業運営の具体的な問題点を把握し、福祉サービスの質の向上につながるとともに、その評価情報は利用者が、より質の高い福祉サービスの選択を行うための有効な情報となることから、評価を行った上で、事業者による積極的な情報公開に努めることが必要です。

このため、平成17年度に「さが福祉サービス評価等推進会議」を開催し、評価手法・基準及び評価機関の認証要件についての規程を整備しました。また、評価調査者の養成研修を実施し、平成18年度から障害・児童分野において、平成19年度からは、老人分野も新たに対象に加えて評価を実施しています。また、介護保険分野では、平成18年度より、介護サービス事業者の提供するサービス等についての情報を公表する介護サービス情報の公表制度も開始されています。

【支援の方向性】

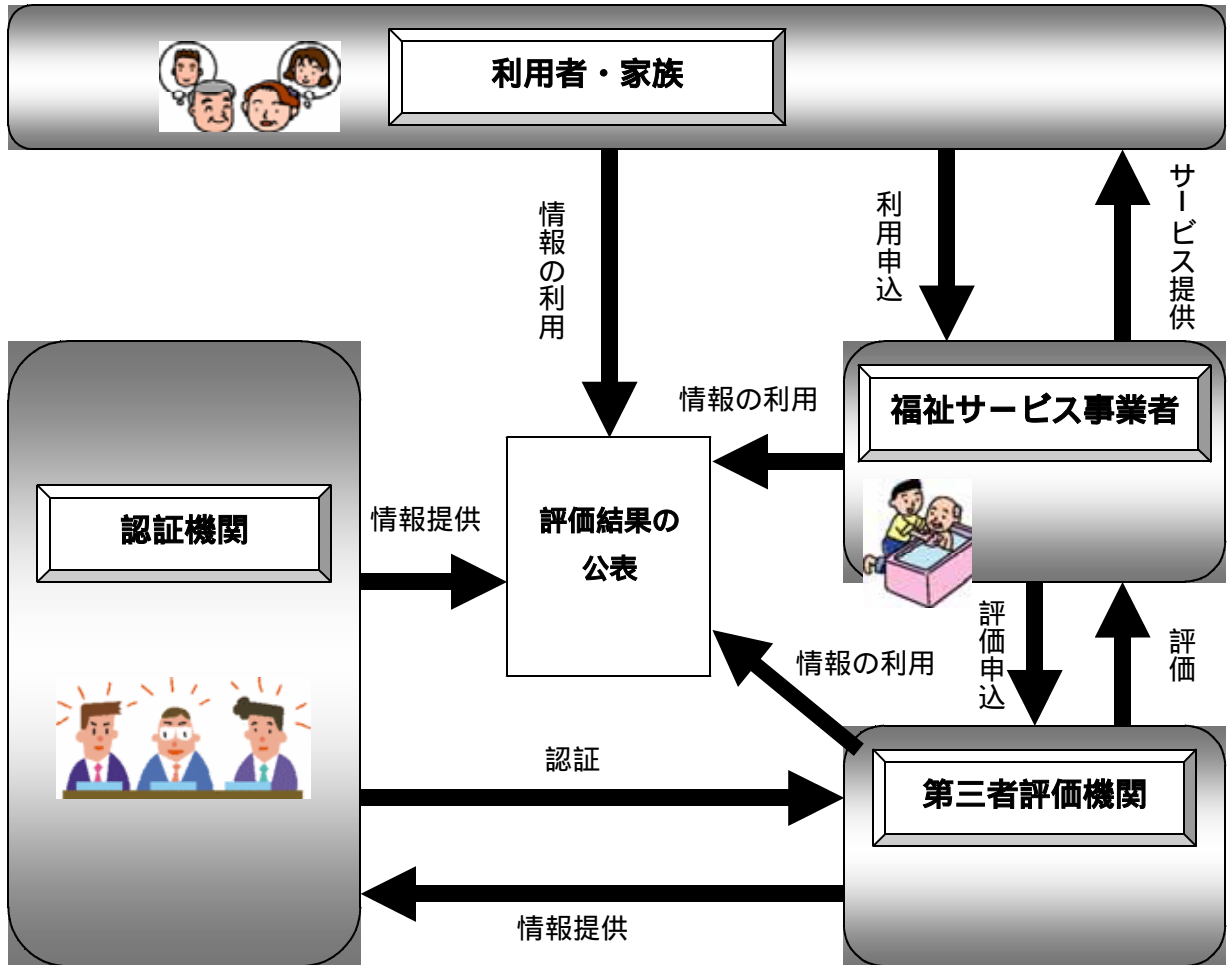
福祉サービスの質を向上させ、利用者や地域住民の信頼を得ていくためには、事業者による自己評価にとどまらず、一定の基準を満たした公正・中立な第三者機関によって専門的かつ客観的な評価を行う第三者評価が有効かつ必要です。

このため、評価調査者の養成を図るとともに、事業者への評価制度の普及・啓発を行い、受審事業者の拡大を図ります。

【支援のための主要施策】

- ・福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発
- ・福祉サービス第三者評価事業の拡充

第三者評価事業のイメージ図



(4) 社会福祉事業者の健全な経営の確保

【現状及び課題】

近年、介護保険や支援費制度の導入、福祉分野における社会福祉法人以外の株式会社、NPO法人等の参入など環境変化の中で、社会福祉事業者は一層の経営の健全確保が求められています。

そのため、県では社会福祉事業の健全な運営を確保するため、関係法令、基準に基づき社会福祉法人・社会福祉施設を対象に指導監査を実施しており、運営等に問題がある場合等は重点的、継続的に改善指導を行うなど厳正な実施に努めています。

また、社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と利用者サービスの向上等を図るため、社会福祉法人等に対し、専門家による指導・援助を行う体制を県社会福祉協議会に整備して、社会福祉施設経営全般の質的向上を図っています。

(表 9) 平成 18 年度相談内容別活動実績

(単位 : 件)

	施設 経営 一般	会計 税務	入所 者 処遇	職員 待遇	安全 防災	衛生 管理	施設 整備	人材 確保 対策	労使 問題	預り 金	地域 交流	その 他	合計
訪問相談		9										1	10
来所相談	9	13				2						5	31
電話文書	82	125		2	1	1			3			2	230
合 計	91	147	2	14	1	3			3			8	271
集団指導		3	2	16									3

(注) 県社会福祉協議会の集計による。

【支援の方向性】

県社会福祉協議会が行う社会福祉施設を運営する社会福祉法人等に対する専門家による経営指導の強化や、経営管理に関する研修の充実により、施設の安定的経営と利用者に対するサービスの質の向上が図られるよう支援していきます。

【支援のための主要施策】

- ・専任相談員、弁護士等専門相談員による社会福祉法人等への助言、指導援助
- ・会計処理等種別研修会の実施

4 その他地域福祉の推進

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

【現状及び課題】

高齢者や障害者に対する様々な障壁を取り除くといった視点から平成10年3月に福祉のまちづくり条例を制定し、公共的施設のバリアフリー化に取り組んできました。

しかし、これからは、バリアフリー化の推進とともに、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン(UD)の考え方に立ってまちづくりを推進することが重要であり、そのため、まずは、先導的に公共施設のユニバーサルデザインの推進に取り組むこととし、平成16年11月に「佐賀県公共施設ユニバーサルデザイン取組方針」及び「県有施設のUD標準仕様」等を策定し、その推進に取り組んでいるところです。

さらに今後は、誰もが地域で自分らしく安全に暮らせる住みよいまち、安心して子どもを育てることができる社会を実現するため、施設や道路などのまちづくりとともに、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりを含めた総合的なユニバーサルデザインを推進する必要があります。

「公共的施設」とは、

病院、店舗、ホテル、共同住宅、官公庁舎、学校など不特定かつ多数の人に利用される部分を持つ建物

道路、公園など公共の施設

(表10) 福祉のまちづくり条例に基づく新築等の届出施設数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
135件	138件	152件	130件

(表 1 1) 届出された施設のうち主な公共的部分ごとの整備状況 (平成 19 年 3 月末現在)

整備内容	適用施設	整備済施設	適合率
出入口を車いすが通過できる構造としたもの	930	895	96%
廊下等を車いすが通過、転回できる構造としたもの	915	824	90%
階段に手すりを設置するなど安全性を確保したもの	378	344	91%
車いす使用者、視覚障害者に配慮したエレベーターを設置したもの	145	132	91%
車いす使用者が利用可能なトイレを設置したもの	768	654	85%
車いす使用者用駐車場を設置したもの	702	639	91%
敷地内の通路を車いすが通過、転回できる構造としたもの	896	757	84%

(注)「適合率」は、届出があった施設に対する割合で、すべての公共的施設に対する割合ではありません。

【支援の方向性】

一人ひとりの住民が住み慣れた地域で快適に暮らし、安心して社会参加できるような生活環境を整備していくため、平成 18 年 3 月に策定した「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」を踏まえ、まちづくり、ものづくり、ソフトづくり、意識づくりを含めた総合的なユニバーサルデザインの取組を推進します。

そのため、地域住民、事業者、CSO、行政機関等がそれぞれの役割を果たしながら、それぞれがともに連携した取組が促進されるよう、県と関係機関との連絡会議の開催や各種広報媒体による情報提供等を積極的に行いながら、県民協働の手法による普及啓発の取組を積極的に推進していきます。

【支援のための主要施策】

- ・ 佐賀県福祉のまちづくり条例に係る公共的施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン整備並びに指導、助言及び支援
- ・ ユニバーサルデザイン教育の支援
- ・ ユニバーサルデザインの理解促進のための普及啓発

バリアフリー

バリアフリーとは、もともとあったバリア（障壁）を取り除くことであり、次の三つの面におけるバリアの除去、解放という側面を持っているとされています。

用具や機器、建築、町空間、移動システムなど、物理的（ハード）なバリア
行政活動、法制度、サービス体系など社会の各種プログラム（半ソフト）に含まれているバリア

人の意識や態度や心の中（ソフト）のバリア

（出典：「バリアフリー社会の創造」明石書店）

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、すべての人にあらゆる限り利用可能な製品や建物、空間をデザインするということです。

また、障害、年齢、性別、国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすくなることを前提とした概念です。

（提唱者：北カリフォルニア州立大学ユニバーサルデザインセンター所長
ロン・メイス氏）

（２）県社会福祉協議会への支援

【現状及び課題】

県社会福祉協議会は、社会福祉事業従事者の養成及び研修、社会福祉事業の経営に関する指導及び助言並びに地域福祉推進の直接の担い手である市町社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を行うとともに、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの苦情解決など地域福祉推進における重要な役割を果たしています。

また、近年、地域福祉分野でのNPO法人等による住民ニーズに柔軟に対応した福祉サービスの提供が拡大していますが、県社会福祉協議会においては、このようなNPO法人等と協働して地域福祉の推進を図ることが重要となっています。

【支援の方向性】

県社会福祉協議会が、市町社会福祉協議会と連携し、ボランティア、CSO、社会福祉事業者等と協力して地域福祉を推進できるよう、今後も継続して必要な支援を行います。

【支援のための主要施策】

- ・ 県社会福祉協議会への福祉活動指導員等の設置
- ・ 県社会福祉協議会の企画運営能力の強化

(3) 災害時要援護者の支援

【現状及び課題】

「平成19年能登半島地震」など、災害において多くの高齢者等が被災している状況の中で、高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援対策の整備が早急に求められています。

災害時要援護者対策は、地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって、支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、迅速に安否確認を行い、誰が支援してどこの避難所等に避難するかを定め、必要な支援を的確に実施できる体制の構築が必要です。

【支援の方向性】

平時から要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を定めておくため、市町の防災関係部局と福祉関係部局との連携や要援護者と身近に接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員、NPO法人等関係団体等との相互のネットワーク化が図られ、要援護者一人ひとりに対する避難支援体制が整備されるよう、必要な支援を行います。

【支援のための主要施策】

- ・ 要援護者の速やかな安否確認のため、民生委員・児童委員に対する研修会の実施
- ・ 市町の職員や地域の福祉関係者等を対象としたセミナーや出前講座の実施
- ・ 市町が策定する「災害時要援護者避難支援プラン」の早期策定及び円滑な実施のための支援
- ・ 佐賀県防災・安全・安心情報配信システム「防災ネットあんあん」等を活用した迅速確実な防災情報提供システムの構築